

星野博議員に対する辞職勧告決議

区議会議員は区民の信託により選出され、政治倫理をもって公平・公正な議員活動を行い、区民福祉の向上に努める職責を有する。

しかし、本区議会議員である星野博議員は、2023年4月の江東区長選挙をめぐる、公職選挙法違反（買収など）で起訴された前衆議院議員の柿沢未途被告（2月1日議員辞職）から現金を受領したとして同法違反（被買収）で在宅起訴された。

去る2月14日、東京地裁で開かれた初公判において、柿沢被告は起訴事実を争わない意向を示したが、本事件は、公職者自らが民主主義の根幹となる公職選挙の公正性・公平性を著しく汚す行為であり、断じて許されるものではない。

また、起訴された3名の区議以外にも柿沢被告より現金を受領した区議が複数名いたとされることなど、同区長選挙をめぐる一連の公職選挙法違反事件は、区政史上に大きな禍根を残す事態となった。

今後、本事件については司法の場にて審理され結論を得るものであるが、多くの区民を愚弄し区政に対する信頼を失墜させたことや本区議会の名誉及び品位を著しく傷つける重大な事件であることを鑑みると、その社会的、政治的責任は極めて重大であり、二度と繰り返してはならない事件である。

よって、本区議会は、星野博議員に対して、自身の責任を重く受け止め、速やかに議員の職を辞することを勧告するものである。

以上、決議する。

令和6年2月21日

江東区議会